

## 建築生産設計協力会賛助会員規定

### (目的)

第1条 本規定は、会則第6条、会則7条、会則第8条の事項について定めるものとする。

### (会費)

第2条 賛助会員は、年会費を納入しなければならない。

2 年会費は30,000円とする。

3 年度の途中で入会した賛助会員について、月割計算は行わず、前項に定める年会費を全額納入するものとする。

4 会費については、本会の事業活動のために使用するものとする。

### (会費の納入)

第3条 毎年4月1日に会員資格を有する会員は、年会費を当該年度の4月末日までに一括前払いで納入しなければならない。

2 新たに入会した会員は入会日を含む月の月末までに、その事業年度の年会費を一括前払いで納入しなければならない。

### (退会に伴う会費納入義務)

第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、未納年会費を全額納入しなければならない。

### (改廃)

第5条 本規定の改廃は、役員会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

## 附則

1 令和7年6月17日規定施行